登録電気工事業者・登録証再交付申請必要書類(法第12条関係)

登録証の再交付申請をするときは、「登録証再交付申請書」に下表の添付書類を添えて」申請書を提出すること。

		個 人	申請	法 人	申 請
番		主任電気工事士を雇用しない場合	主任電気工事士 を雇用する場合	役員が主任電気 工事士の場合	役員以外の者が 主任電気工事士の場合
号					
1	登録証再交付申請書	0	0	0	0
2	登録証(原本)	0	0	0	0
3	住民票 (営業所の所在地が判るもの) (申請日前3ヶ月以内)	0	0		
4	法人の登記簿謄本(申請日前3ヶ月以内)			0	0
5	手数料2、200円(山梨県収入証紙)	0	0	0	0

- ※1 欄内の○印が必要となる書類。
- ※2 再交付申請が出来る場合
 - 1. 登録証をよごし、又は破損して登録証の記載事項が不鮮明となったとき。
 - 2 登録証を失ったとき
- ※3 ②は登録証をよごし、又は破損したときのみ必要。
- ※4 登録証を失った場合のみ、③④が必要となる。
- ※5 失った登録証が出てきたときは、速やかに返納すること。

様式13 (第9条)

収入証紙等はりつ け欄 消印をおして はならない

登録証再交付申請書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年月日

年 月 日

山梨県知事

殿

〒 住 所 氏名又は名称 法人にあっては代表者の氏名 電話番号 () -

登録証の再交付受けたいので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 現在の登録の年月日及び登録番号
- 2 再交付の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。